

地域主権改革及び条例委任の対象について

平成24年9月27日

大阪府 都市整備部 交通道路室

地域主権改革～地方分権の動きと義務付け・枠付けの見直し～

H23.4 第1次一括法（第1次見直し）の成立
H23.8 第2次一括法（第2次見直し）の成立
H24.3 第3次一括法（第3次見直し）審議中
H24.7 第4次見直しについて全国知事会から提案

【主な改革の項目】

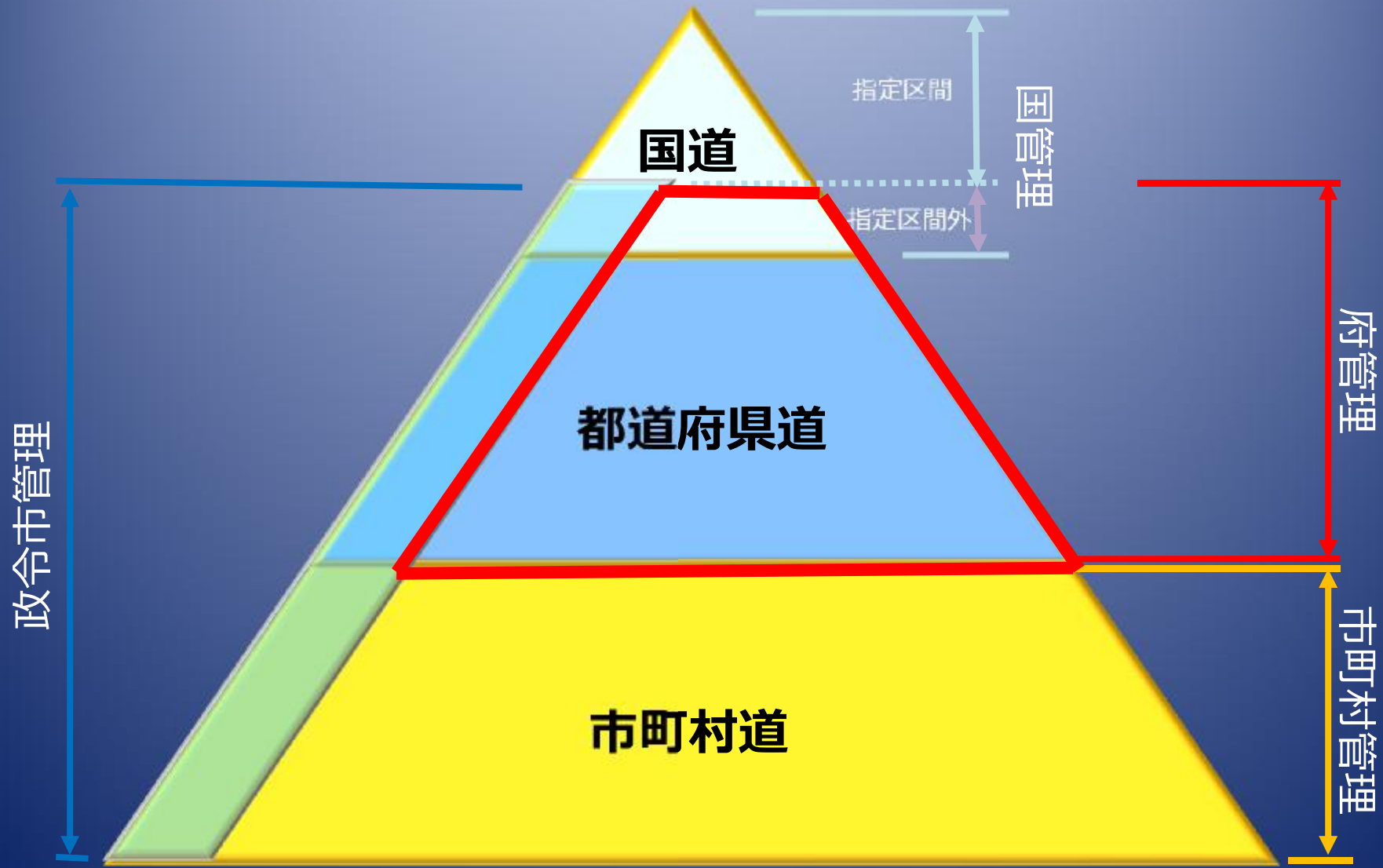
- 国の出先機関の原則廃止
- ひも付補助金の廃止と一括交付金化、税財源の移譲等
- 国の地方に対する義務付け・枠付けの見直し

【主な都市整備部関連項目】

- 第1次：条例委任
 - 道路構造令（府道）**、**道路標識令（府道）**、
河川構造令（準用河川）など
- 第2次：条例委任
 - 移動等円滑化基準（府道）**、下水道法施行令（技術基準）、
都市公園法施行令（配置や規模、建築面積）、特定都市河川、
浸水対策被害法施行規則（標識の表示）など
- 第3次：義務付け廃止
 - 港湾法（委員会届出、収支等の報告など）、都市計画法（開発審査会委員の定数）など

条例委任の対象

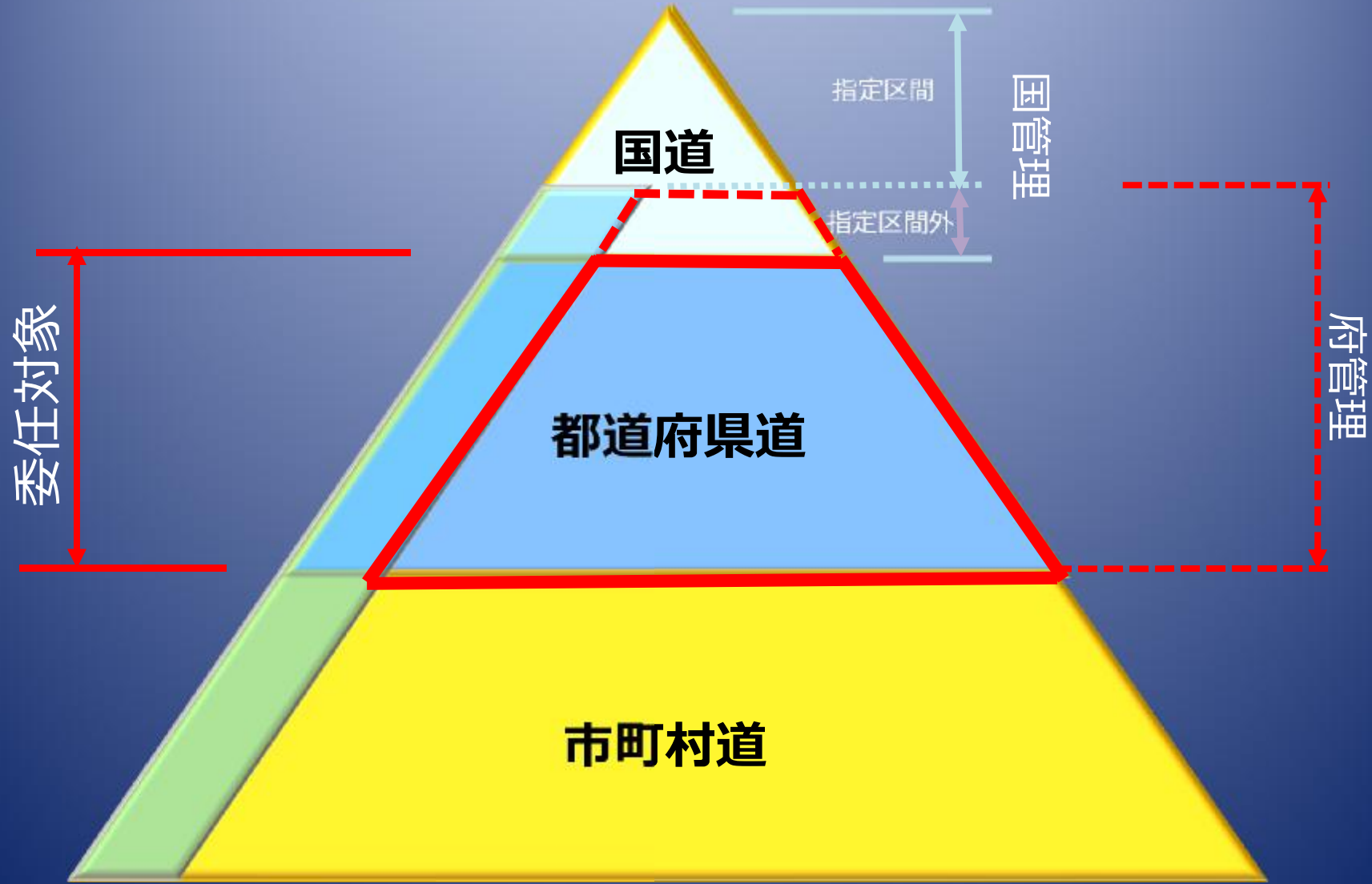
【道路の管理体系】



府管理道路 = 国道（指定区間外） + 府道（政令市域除く）³

条例委任の対象

【条例委任対象】



道路構造令

【道路構造令の概要】

- 道路を新設、又は改築する場合の道路の構造の一般的技術的基準
- 安全性・円滑性を確保する観点から、最低限保持すべき基準を定めたもの
- 制定以降、社会情勢の変化に対応する為、数次の改訂が実施されている

【新道路法における委任の範囲】

条例で定める範囲

構造の基準

- ・通行する自動車の種類に関する事項
- ・建築限界
- ・橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
- ・幅員
- ・線形
- ・視距
- ・勾配
- ・路面
- ・排水施設
- ・交差又は接続
- ・待避所
- ・横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設
- ・上記のほか、構造について必要な事項

道路標識令

【道路標識令の概要】

○道路標識等の視認性・判読性を確保するため、種類、様式、設置場所を規定

【新道路法における委任の範囲】

○道路標識のうち、「案内標識」、「警戒標識」の寸法、文字の大きさは、
標識令を参酌して、道路管理者である自治体の条例で定める。

条例で定める範囲



移動等円滑化基準

【移動等円滑化基準の概要】

○特定道路の構造基準は、「道路構造令」、「道路構造令施行規則」の他、この省令による

【新バリアフリー法における委任の範囲】

○特定道路の構造に関する基準は、省令で定める移動等円滑化基準を参酌して、道路管理者である自治体の条例で定める。

条例で定める範囲

構造の基準

- ・歩道
 - 有効幅員
 - 勾配
 - 歩道等と車道等の分離
 - 高さ
 - 横断歩道に接続する歩道等の部分
 - 車両乗り入れ部
 - バス停留所へのベンチ、上屋設置
 - 視覚障がい者誘導ブロック 等
- ・エレベーター
 - かごの大きさ
 - 出入り口幅
 - 操作盤位置 等
- ・傾斜路 等
 - 有効幅員
 - 勾配

※ 参酌すべき基準：地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの。
(地方分権改革推進計画H21.12)